平成２５年（フ）第７３号
長崎県諫早市宇都町16番40
債務者　有限会社武道ながさき
特別代理人　弁護士　佐藤　敬弘
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　敬英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時30分
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８２１号
名古屋市中川区東春田２丁目229番地
債務者　有限会社夏目建設
代表者取締役　夏目　律子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３６号
北海道滝川市黄金町東２丁目16番29号ＬＩＺＡ－Ｂ205号室
債務者　千葉　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
三重県津市野田21番地734、前住所三重県津市野田21番地296
債務者　永田　雅一
1　決定年月日時　平成25年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４９号
山形県西置賜郡白鷹町大字高玉4060番地
債務者　児玉美香子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　破産債権の届出期間　平成25年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第９９号
茨城県つくば市二の宮１丁目18番地37
債務者　一野瀬昌信
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二井矢旬子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
千葉県長生郡一宮町一宮2489番地１
債務者　佐久間孝二
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
群馬県高崎市上並榎町406番地９
債務者　清水谷治男
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４６号
千葉県長生郡睦沢町岩井973番地
債務者　長谷川洋子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永嶋久美子
4　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
青森県北津軽郡中泊町大字高根字小金石902番地２
債務者　長尾　公一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　晴耕
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳120番地15
債務者　齋藤　守夫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　佑輔
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
福島県郡山市深沢１丁目６番３号ネオハイツ荒池公園203号
債務者　渡邉由美子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　淑企
4　破産債権の届出期間　平成25年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２４０５号
大阪府茨木市新郡山１丁目35番１号
債務者　武田鉄筋こと　武田　安雄
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　憲
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０３号
名古屋市名東区高針１丁目404番地の２　プレジールＴ．Ｋ203号
債務者　中野　美笠
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場　雄一
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時35分
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
鹿児島県出水市野田町上名1852番地、前住所兵庫県芦屋市三条町13番３－201号
債務者　青木　和人
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　文規
4　破産債権の届出期間　平成25年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係